

組合員の  
皆さまへ

# あんしん取引・マスター スリムパッケージのご案内



お取引先に「万が一」があっても、**2つのユニット**で貴社をお守りするプランです。



## 『あんしん取引・マスター スリムパッケージ』

### 保険料例

右記は保険料例となります。ご契約いただく際は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

売上高2億円のお客さまの  
年間保険料

年間  
**155,640円**

※ 1 取引先あたりで補限度額100万円、保険期間通算で補限度額1,000万円の場合。業種や団体の加入者数等により、保険料が変更となる場合がございます。記名被保険者数が10以上の場合に、団体割引が適用となります。また、左記保険料の他に、本制度の運営費（事務手続き費用）**5,000円**が同時に引き落とされますので、ご了承ください。

- 保険期間 2024年8月1日午前0時～2025年8月1日午前0時  
※中途加入の場合は、申込日によって翌月1日か翌々月1日が保険責任開始日になります。
- 募集締切日 2024年7月12日
- 保険契約者 全国石油業共済協同組合連合会
- 加入対象者 石油組合の組合員

あんしん取引・マスタースリムパッケージは  
お取引先に「万が一」があっても2つのユニットで貴社をお守りします。

1



商取引に関する補償  
**商取引ユニット**

2



休業に関する補償  
**休業ユニット**

取引先が  
資金繰り悪化で  
**決済遅延**



取引先の倉庫が  
**火災で全焼**、  
取引先のタンクが壊れて  
燃料供給できない



↓  
売上減少

	商取引ユニット	休業ユニット(供給先占有物件のみ補償特約)
補償の内容	日本国内における商品のお取引先が、貴社に対して負担する販売代金等の債務を履行しないことにより、貴社に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。	貴社のお取引先(商品・製品等を貴社より受け入れる者)が日本国内で占有する財物(対象物件)に損害が生じた結果、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などに対して保険金をお支払いします。
対象となる事故	お取引先の倒産事故、入金遅延事故(弁済期日を1か月経過した場合)	お取引先(供給先)の対象物件に生じた火災、風災、水災、電氣的・機械的的事故など
お支払いする保険金の内容	対象である債権について発生した倒産事故または入金遅延事故により貴社が被る損害に対して保険金をお支払いします。	貴社の営業が休止または阻害されたために損失などが生じた場合に休業損失保険金、営業を継続するために必要な追加費用が生じた場合に営業継続費用保険金をお支払いします。
保険金額(支払限度額)	1債務者(お取引先)あたり、100万円、200万円、300万円のうち、契約時に設定いただいたいずれかの金額。ただし、保険期間を通じてその設定金額の10倍の金額が限度となります。	1事故あたり、商取引ユニットで設定いただいた金額と同額が限度となります。
自己負担額縮小てん補	自己負担額：なし 縮小てん補割合：80%	事故の発生した時を含む日の午前0時から24時間を経過した時までの損失の額を差し引いて保険金をお支払いします。
補償対象外となるケース	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規のご契約の場合、保険始期より前に発生した債権</li> <li>グループ企業、国、自治体または個人(個人事業主は除く)などのお取引</li> <li>現金、小切手など、または貴金属宝石などを商品等として取り扱うお取引</li> <li>1年を超える契約期間の賃貸借契約など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貴社が日本国内で占有する財物や、お取引先のうち、商品・製品等の供給物を貴社に供給する者(供給元)が損害を受けた場合</li> <li>対象物件が損害を受けたこと以外による営業の休止または阻害(食中毒・感染症による汚染、ユーティリティの中断など)</li> </ul> <p>など</p>

本チラシは概要を説明したものです。詳細につきましては普通保険約款、特約条項、追加条項等をご確認ください。  
また、ご不明な点については取扱代理店までお問い合わせください。

#### 問い合わせ先

- 本制度に関するお問い合わせ先 全国石油業共済協同組合連合会  
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14 石油会館 TEL 03-3593-5844 FAX 03-3597-1712
- お問い合わせ先 取扱代理店 株式会社ゼンセキ  
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14 石油会館 TEL 03-3593-5800 FAX 03-3597-1712  
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)
- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 企業営業第六部第一課  
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL 03-3231-4176 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)